

TOCHIGI Violence Banishment Center (Public Interest incorporated Foundation)

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内 TEL 028-627-2995

第69号

令和4年1月

暴[😊]迫とちぎ



ゆうきくん

加入阻止 暴力排除の第一歩



新春のごあいさつ

公益財団法人

栃木県暴力追放県民センター

理事長 村上芳弘



新年明けましておめでとうございます。

皆様方には、輝かしい新年を迎えられたことと心よりお慶び申し上げます。

平素は、当センターが取り組んでおります公益事業各般にわたり、多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、昨年中は、未曾有の災禍の中、準備を進めてまいりました「暴力追放栃木県民大会」の中止を余儀なくされるなど厳しい情勢ではありましたが、各種広報啓発活動をはじめ、暴力相談、不当要求防止責任者講習、企業・団体による暴排研修等各種事業につきましては、感染防止対策を徹底しつつ、なんとか取り組んできたところであります。

一方、暴力団勢力につきましては、全国、県内ともに減少の一途を辿っており、県内においては、暴力団同士の対立抗争や発砲事件の発生もなく、平穏を保っているかのように見えておりますが、依然として暴力団事務所は存在しますし、組員達は資金を得て平然と日常生活を送っているのです。

暴力団は、終息の見えないコロナ禍においても、まるで人々の体内に入り込み生き延びようとする新型コロナウイルスのように、新たな資金源を求め、今後も資金獲得のための手口を、さらに「変異」させていくことが予想されます。

そのため、皆様方におかれましては、個人でも職場でも、決して気を緩めることなく、暴力団等反社会的勢力につけいる隙を与えないことが大切です。これまで以上に接触を試みようとする反社会的勢力を見定めていただき、毅然とした対応をして頂くようお願いいたします。

当センターでは、今年も「暴力団のいない安全で明るく住みよい栃木県」の実現をめざし、暴力団等反社会的勢力壊滅のため、県警、弁護士会はもとより、企業・行政機関等各種団体とも連携をとりながら、暴力団排除のための各種事業に精いっぱい取り組んで参りたいと考えております。

最後になりましたが、今年の干支は、「寅年」であります。「寅年」を「六十干支」で表すと、「壬寅」であります。「壬寅」は「厳しい冬を越えて、芽吹き始め、新しい成長の礎となる」イメージだそうです。今年こそは、新型コロナウイルスの猛威が完全に終息し、当センターが暴力追放の強固な「礎」として、その存在価値を示せるよう、本年も引き続き、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ

栃木県警察本部

刑事部組織犯罪対策第一課長

谷 島 義 則



新年明けましておめでとうございます。

皆様には、輝かしい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年中は、暴力団排除活動をはじめ、警察活動の各般にわたり深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、分裂から6年が経過した六代目山口組と神戸山口組は、対立抗争の激化を受け、関係府県の公安委員会が暴力団対策法に基づき、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定して警戒を続けておりますが、昨年9月には、神戸山口組の中核を担っていた五代目山健組が六代目山口組に復帰するなど情勢は目まぐるしく変化しており、未だ両団体の動向は予断を許さない状況にあります。

県内においては、昨年中、対立抗争の当事者とも成り得る六代目山口組傘下組織の組長らを組織的なコロナ関連貸付金詐欺事件により検挙したことを皮切りに、同組が資金源としていた管理売春を事件化し、さらには、行政や企業の方々から協力を得て、同組が禁止区域において組事務所を開設・運営した事実を掘り起こし、暴力団排除条例違反で同組長らを波状的に検挙したことにより、同組の弱体化及び組事務所の撤去に至っています。

この様に、暴力団を壊滅するには、事件検挙による人的基盤への打撃はもちろんのこと、暴力団排除に向けて行動する皆様と連携した総合的な取組みが重要です。

県警では、暴力団に対する取締りを一層強化して不法行為を徹底検挙するとともに、暴力団を恐れることのない社会づくりに全力を尽くしてまいりますので、皆様には引き続き、警察活動に対する御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県暴力追放県民センターの益々の御発展と会員の皆様の御健康、御多幸を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。



令和3年中

栃木県暴力追放県民センターの活動状況

新型コロナウイルス感染予防対策を徹底した講習の実施

当センターでは、令和3年1～2月、8月～9月に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間中には、講習を延期したこともありましたが、受付時におけるマスクの着用、手指の消毒、検温とソーシャル・ディスタンスの確保、飛沫防止パネルの設置、会場のドアの開放及び換気等を行うなど感染防止対策を徹底した上で、不当要求防止責任者講習を実施しました。

●行政対象の講習会



●民間対象の講習会



少年指導委員研修

9月30日

栃木県警察本部生活安全部人身安全少年課と連携して研修会を開催し、当センター専務理事が、少年指導委員に対し「暴力団の実態と少年を暴力団から守るために」と題して講話を行いました。



栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会との意見交換会

10月1日 しもつけ会館において、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員と当センターとの意見交換会を開催した。当センターの業務推進にあたり、忌憚のない意見交換を行った。



第91回民事介入暴力対策栃木大会協議会への出席

11月5日 栃木県総合文化センターサブホールにおいて、令和3年暴力追放栃木県民大会の開催を予定して準備を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、同大会を中止することになりました。

当センター専務理事等は、11月5日午前中、宇都宮市内のホテルにおいて、栃木県弁護士会等が主催した「第91回民事介入暴力対策栃木大会協議会」に出席しました。



暴力追放県民センターの広報啓発活動状況

暴力団追放広報啓発活動を、次のとおり行いました。

- JR宇都宮駅ペDESTロリアンデッキへの横断幕掲載
- 関東バス（ラッピングバス）への暴力団追放広告掲載
- 「本町交差点地下横断歩道」への暴力追放ポスター展示
- 暴力追放ポスター、カレンダーの作成配布
- 広報誌・不当要求撃退マニュアル等の配布

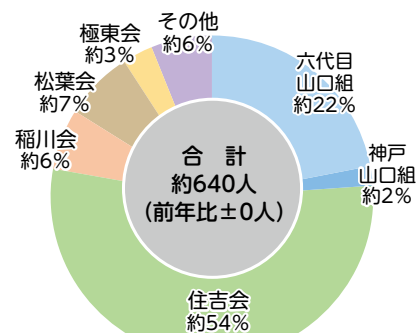


暴力団の情勢

1 県内における暴力団の現況

(令和3年末・暫定値)

- ・令和3年末における栃木県内の暴力団構成員等総数は、約640人(前年比±0人)
- ・令和3年末における栃木県内の暴力団勢力数は約50組織で、勢力順は、住吉会、六代目山口組、松葉会、稲川会、極東会、神戸山口組の順。



2 暴力団の検挙状況など

(令和3年末・暫定値)

- ・令和3年中の栃木県内における暴力団構成員等の検挙人員は、200人。
- ・栃木県内の検挙適用罪種は、覚せい剤取締法違反、傷害、詐欺、窃盗が主。
- ・令和3年中の栃木県内における中止命令(再発防止命令含む)発出件数は、3件。

(令和3年末・暫定値)

組織名	構成員等
六代目山口組	約140人
神戸山口組	約10人
住吉会	約340人
稲川会	約40人
松葉会	約50人
極東会	約20人
その他	約40人
合計	約640人

弁護士相談の日

無料 秘密厳守 弁護士相談の日
 毎月第3水曜日 午後1:30～午後3:30

暴力団からの民事介入でお困りの方は
 お気軽にご相談下さい。

公益財団法人
栃木県暴力追放県民センター
 宇都宮市昭和3丁目2番8号
 しもつけ会館1階(旧アーバンしもつけ)

相談電話 028-627-2600

毎月第3水曜日は、弁護士相談の日となっています。
 ご相談は無料です。秘密は厳守します。
 どうぞご利用ください。
 なお、相談を希望される方はお手数ですが、事前にご連絡いただければと存じます。

三ない運動プラス1の推進

暴力団追放！「三ない運動」+1の推進
 みんなの力で社会の敵、暴力団を追放し、
 明るい街をつくりましょう。

暴力団を「利用しない」

全てを「金づるにする」それが暴力団です。
 ●暴力団に一度でもかかると、その間までしほり取られます。
 ●暴力団は、タダでは動かず注金を金で動かします。
 ●暴力団は、相手の言いなりになるとトコトン言い付けて置きます。

暴力団を「恐れない」

恐れは「誤ったイメージから」
 恐れることは暴力団を助長させることになる。
 ●暴力団は怖いものではない。みんなまで被害を被ることを望んでいません。
 ●暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けたりしほり取るのです。
 ●暴力団は、自らの逃げや他の活動資金のために手段を選ばない悪徳者です。

暴力団に「金を出さない」

金が「腐れ縁の元」
 暴力団を支援・容認することになる。
 ●暴力団に金を出すことは、暴力団を認め、悪徳者としての地位を確立させることになり、栃木県暴力団追放条例でも禁止されています。
 ●暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けたりしほり取るのです。
 ●暴力団は、自らの逃げや他の活動資金のために手段を選ばない悪徳者です。

+1(ワン) 暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」
 暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる。
 ●暴力団と交際すること自体が犯罪行為のきっかけになることがあります。
 ●暴力団と交際していると、「暴力団と社会的に距離を置くべき」として、自治体等から指摘されることがあります。

暴力団がおそれているもの、それは、あなたの暴力団を恐れない「勇気」なのです。

暴力追放功労者表彰受賞者紹介

令和3年度全国暴力追放功労者表彰

● 暴力追放栄誉金賞

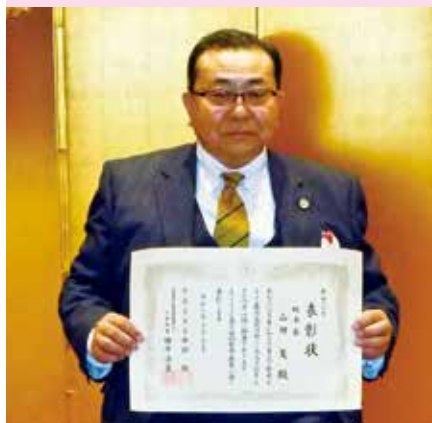
竹澤 一郎 様



● 暴力追放栄誉銀賞

山田 実 様

令和3年全国暴力追放運動中央大会
令和3年11月25日 明治記念館において受賞



● 暴力追放栄誉銅賞

小野崎 要造 様



令和3年度関東管区内暴力追放推進センター連絡協議会暴力追放功労者表彰

● 暴力追放功労者表彰（2名）

入江 和夫 様



長壁 孝広 様



● 暴力追放功労団体表彰（2団体）

栃木県信用金庫協会 様



一般社団法人 日本損害保険協会
関東支部栃木損保会 様



令和3年度栃木県暴力追放功労者表彰

● 暴力追放功労者表彰（3名）

根本 智子 様

白井 秀侑 様

永来 知宙 様



● 暴力追放功労団体表彰（1団体）

佐野信用金庫 様

令和3年度暴力追放功労者表彰

● 暴力追放功労者表彰（2名）

橋本 源一郎 様

阿部 幸一 様



反社会的勢力について

Q & A シリーズ 10

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会

委員長 亀岡 弘 敬



ほたか総合法律事務所において
(右から2人目が亀岡弘敬弁護士)



最近、ニュースなどで、「反社会的勢力」という言葉をよく耳にしますが、「反社会的勢力」とはなんですか？

平成19年に公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)の中で、「反社会的勢力」は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人」と定義されています。

具体的には、暴力団、暴力団関係企業、総会屋社会運動標ぼうゴロなどの属性要件と、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件を総合的に考慮して、「反社会的勢力」に該当するかを判断します。



「暴力団」と「反社会的勢力」はどう違うのですか？

「暴力団」は、暴力団対策法において、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義されています。

これに対し、「反社会的勢力」は、先ほどの属性要件の1つに「暴力団」が含まれていることから分かるとおり、「暴力団」を含むより広い概念です。

もっとも、「暴力団」やその周辺者でなくても、先ほどの行為要件を満たす場合には、「反社会的勢力」に該当することがあります。





どうして、「暴力団」とは別に「反社会的勢力」が政府指針で定義されたのですか？

平成4年に暴力団対策法が施行されてから、暴力団に所属する組員に対する規制が強化されたため、暴力団は、組員ではなく組の周辺者を利用して資金獲得活動を行うようになりました。

そのため、従来の規制では不十分となり、「暴力団」のみならず、その周辺者を含む「反社会的勢力」を規制するため、政府指針が公表されたのです。

政府指針はあくまで「指針」であり、法規制ではありませんが、その内容が銀行の取引約款等に含まれており、事実上、遵守すべき内容といえます。



政府指針には、こういったことが書かれているのでしょうか

政府指針には、反社会的勢力による被害を防止するための基本原則などが記載されています。

基本原則としては、①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止、が挙げられています。

③については、これまでは、実際に暴力団等から不当な要求をされた場合に対応すればよかったのですが、これからは、不当な要求をされたか否かにかかわらず、相手方が「反社会的勢力」であれば、一切の関係を遮断すべきことになります。

「反社会的勢力」と関係を持ってしまうと、銀行などが取引に応じてくれない、契約を解除されてしまう等の不利益が生じますので、関係は持たないようにしましょう。



賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(公財) 栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章(プレート)、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

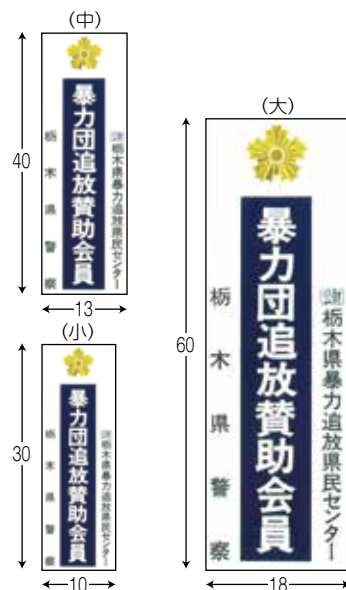
センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置(控除の対象)を受けることができます。
個人会員の場合は税額控除※の対象となります。
※税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

●賛助会費 年額(口数の制限はありません。)

法人・団体	1口	10,000円
個人	1口	5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

賛助会員章



詳しくは、暴追センター
ホームページ
賛助会員募集のご案内を
ご覧ください。



今号の表紙

暴追とちぎ令和4年1月号
(通巻69号)

「威厳を放つ」

日光市内の中禅寺湖畔に建立された日光二荒山神社中宮祠大鳥居です。

いろは坂を越え、明智第二トンネルを抜けてホッとしたところに、目に飛び込んでくる大鳥居は、天光が映え、圧倒的な存在感を放っています。

日光二荒山神社は、男体山山頂に奥宮、東照宮西奥に本社、そして中禅寺湖畔に中宮祠があります。

さらに同神社の御神域は、日光連山八峰や、華厳の滝、いろは坂などであり、広大な境内地となっています。

撮影者 秋本 悦男氏



編集後記

「黄鮒伝説」疫病退散



新型コロナウイルスは、沈静化の兆しも見えましたが、新しい変異株である「オミクロン株」による感染が、世界各国や国内でも報告されています。

宇都宮市では、昔疫病が流行したときに、市内の川で釣れた黄色いふなを病人に食べさせたところ治癒したという「黄鮒伝説」が残されており、郷土玩具にもなっています。

人類の英知をもって、疫病を退散させたいと願っています。

写真は、宇都宮二荒山神社の「黄鮒伝説」疫病退散の御朱印です。